

## 知的財産基本法（案）骨子に対する意見

### 知的財産施策全般に関するもの

基本法は小泉総理が掲げた知財立国構想への想い、すなわち政府の決意が国民に伝わるものでなければならない。政府案骨子を知財改革への「旗」を掲げる政府の意気込みが感じられるように、表現を改めて頂きたい。

骨子を見る限り、今回の知的財産権なる情報集合体の活用は、対国内の意識が強い反面、対国外における保護・外交手段としての側面が見受けられない。また、人材確保・学習による啓蒙と、知的財産権の活用による産業復興は、一線を画すべきものであるだけでなく、同一法案にて定めることには矛盾を感じる。

「知的財産基本法（案）」の基本的施策や「知的財産戦略大綱」に示されている政策目標を施行するための政令や省令、告示、指針、あるいはこれらに関連してその後作成される施策や目標に関して、必ず意見募集を行うとともに、意見募集期間は最低30日、可能な限り60日設けられるべき。

日本政府は、意見募集過程が有意義であるよう、寄せられた意見を真剣に検討し、それらが最終的な施策や行動に反映されるよう確保すべき。

「知的財産基本法」の施策や政策目標の施行が、国際的な義務や基準や規範に沿うものであるよう日本政府が確保すべき。

日本政府の他の省庁がこの例に倣い、法案が国会へ提出される前段階の、政府によりまだ検討中の時点で一般の意見を取り入れることを実行していくよう要請する。

国家レベル及び各地方においてブランド戦略を立て、日本の文化、各地方の都市の作り方、伝統的な都市の維持、新しい有名な場所のイメージアップを図るとともに、文化の保護、強化を図るようお願いする。

知的財産基本法の早期成立を強く希望する。

知的財産に関する具体的な施策の決定においては、その施策の案の決定に関与するものの選定において広くさまざまな分野より選定がなされ、さまざまな立場の意見が聴取され、また決定過程もできるだけ公開され、決定過程の透明性が計られるべきである。

特許調査が不足していることにより多大な時間、金銭が無駄になっていることと、大学生の卒業研究くらいから特許調査に馴染んでいると、起業に結びつきそうな、あるいはニーズの高そうな発明についての嗅覚が発達するため、「知的財産のリサーチ（調査） 創造、保護及び活用」として欲しい。

## **知的財産の創造に関するもの**

大学改革は、今後5～10年間で、どの程度の研究委託を民間企業から受けたか、または技術供与できたかによって評価されるべき。

大学教授は、その大学の外から少なくとも半数は採用（欧米の人材や国内の企業の優秀な研究者）していただきたい。

欧米から採用した教官には、欧米の研究スタイルを日本にもたらすだけでなく、学生への授業を英語等で行い、学生の語学力の向上も図ってほしい。

優秀な研究者が日本国内で残って研究できるような環境を作っていただきたい。

近年国が投下した研究資金の回収に積極的な面があるが、国が資金の回収に固執することにより、研究開発の推進を阻害することのないようにして頂きたい。

知的財産権を生産する個人が直結して利益を見出せる制度（税制面等）を設けるべき。

特許の大学帰属が原則となり、大学教官が特許の帰属に関して選択できなくなると、どのように利益還元プロセスで救済しても、大学教官の研究へのインセンティブがなくなり、私学に移籍してしまう弊害が予想されるがどう考えるか。また、既に国立大学でベンチャーを経営している教官はこの措置によってどうなるのか。

## **知的財産の保護に関するもの**

職務発明の権利の帰属と報償を明確にするため、特許の権利者と使用者を書面で明確にするとともに、報奨金支払い記録を明確化するルールとすべき。

企業経営側および従事者双方に有益な取り決めの指針（法制定あるいはガイドライン等）を具体的に提案すべき。

職務発明の条項を現状に合わせて適切に改正し、企業および従事者の活性化を図るべき。

水際における模倣品等の対策強化を図ってほしい。

権利取得費用の減免措置、出願から権利取得までの期間短縮をお願いしたい。

発明は発明者の物である（発明者の知的財産である）ことを明記し、発明者と雇用者（会社）の間には必ず実施権契約を結ぶことを義務化する法律を制定すべき。

発明を企業が取り上げてくれないために個人で出願する負担を回避するため、発明者が発想時に簡単な書類（フォーマット、電子登録）で登録できる国の機関を政府に設けるべき。

今後、人材の流動化の加速に合わせて発明者の権利の保護を強化するとともに、発明者と雇用者の関係に法的な平等の強制力を持たせるべき。

世界一特許権を取得しやすい審査プロセスの実現のため、特許出願から170日以内に登録査定又は拒絶査定を行い、異議申立期間を含めて10カ月で権利取得する制度を創設すべき。

世界一権利が保護される法制度改革の実現のため、特許裁判を6カ月以内に審理を最終させることを法案化するとともに、特許裁判所（知財裁判所）を設立すべき（憲法との整合性をとるため二審までとし、最終判断は最高裁）。

三倍賠償を基本とするが、侵害行為が悪意に近いものであれば五倍まで賠償を要求できる制度を導入すべき。

「知的財産権に関する事件について訴訟手続きの一層の充実」および「国内において知的財産権を侵害するもの及び・・・必要な措置を講ずること」が掲げられているが、知的財産戦略大綱にも策定されているとおり「侵害し得」の社会からの脱却を目指す観点がある根幹にあるのであるから、この点を強く盛り込むべき。

公職選挙法違反事件の100日裁判の精神を、知財分野でも取り入れるべき。報道されている「裁判迅速促進法」にならい、「特許の審査・審判・裁判の迅速促進法」を制定してほしい。

知財訴訟の特性に配慮した訴訟手続の基本的改革が基本法でその足がかりが与えられるよう配慮されたい。

特許審査手数料を値上げをしないで頂きたいということと、個人レベルへの支援、例えば半額免除などを希望する。

国際出願の電子化を加速してほしい。

国内特許の電子出願をするため、インターネット経由で安全に願書を出願できるようにしてほしい。

知的財産権の対象となる発明やアイデアを、大きく 戦略的知的財産権（国家や企業、個人がイノベーションの代償としての専有を戦略的に目指す目的の場合に与えるもの）と 公共的知的財産権（その発明等が公共的な役割を果たすと期待されるものに与えるもの）の2種類に大別すべき。そうすれば、例えばそれぞれの専門の審査官を配置することで審査期間の短縮が期待できる。また、 の場合でも、公共財的な発明には、特別な経費負担の軽減などを考えても良い。

必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注、審査補助職員の積極的な活用等を早急に実施されるよう強く要望する。

権利の付与等に係る手続の迅速かつ的確な実施に必要な施策が早急に実施されることを強く要望する。

特にインターネットにより国境の希薄となった社会において、知的財産権はより国際的なものとなっており、知的財産権の保護の施策等を考える際には、日本国の知的財産権の保有者と外国の知的財産権の保有者を差別することなく、また、知的財産権についての国際的議論を考慮し国際的な流れから大きく乖離することがないように配慮すべきものとする。

知的財産戦略大綱中「望ましい損害の認定制度の在り方について、2005年度までに検討を行い、結論を得る。」とあるが、2005年度ではなく早急な整備を検討すべきである。その際、損害の認定制度としては、知的財産権が他の所有権法とは異なった情報独自の法体系が必要であること、かかる情報の違法な複製等は、当事者・場所等の把握も困難な状況で行われ、かつ、その違法行為の痕跡を瞬間的に消去することが可能であることを踏まえ、知的財産権の保有者のみに過度の損害に関する立証の責任を負わせて知的財産権に対する侵害にインセンティブを与えてはならない。実際の損害を認定するための負担の公平な分担の観点からすれば、損害の認定が困難な場合には、諸外国の法制をも参考にしつつ、目に見える一部の損害の数倍賠償や法定賠償の導入を早急に検討すべきと考える。違法行為時の損害認定システムが適法時に比べて劣ることがあってはならない。

知的財産戦略本部は、諸外国における、知的財産権違反に対しても厳格な処置（制裁措置、優遇条件）を講ずるべき手段を持つべき。

著作物を知的財産として積極的に権利化する必要がある。

特許庁の審査官・審議官の職員数を増やすことが権利付与の迅速化の全てを解決する手段ではない。

## **知的財産の活用に関するもの**

特許の取得・維持に係る経費を回収するための特許の商品化ビジネスを進めるべきと考える。

日本国の代表として、知的財産戦略本部が、諸外国の企業から実施許諾を受け、日本国内企業に安価もしくは無償での再実施許諾を行うべき。

知的財産権の有効利用を検討する場合、発明者の利益の法制化が最も重要。

知的財産の活用の一環として、企業会計上、知的財産を資産計上できるような方向付けをする規定を置くべき。

## **知的財産に係る人材の育成及び実施体制に関するもの**

知的財産戦略本部において知的財産戦略計画を作成する際には、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策に係る者もしくは組織との十分な連携を取ることが重要である。

特許庁や弁理士がこの法律に対していかに関わってゆくのか、また、特許庁や弁理士がどのように対応し、業務を変えていかなければならないのかについて、法案中に明確すべき。

理系の専門分野で博士号を取得した人に、技術系法科大学院で知的財産の勉強をさせ、時代のニーズに応える技術に通じた強力な弁理士の育成を図るべき。

知的財産保護・活用における司法制度の重要性は言うまでもなく、例えば知的財産戦略本部員に裁判官を加える等の措置が必要ではないか。

電子図書館の高速化は中小・個人の発明をスピードアップすることになる。国家戦略の一つとして取り組んでいただきたい。

具体的な知的財産戦略本部の構成部隊は、企業または大学から徴募すべき。